

令和5年12月11日

技能講習等受講者 各位

一般社団法人兵庫労働基準連合会

作業主任者技能講習受講料の改定につきまして（お知らせ）

平素は当連合会の業務につきましてご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、諸般の事情により受講料の改定をさせていただきますので、何とぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

作業主任者技能講習受講料の改定について

- (1) 以下の作業主任者技能講習の受講料を各 11,000 円(消費税別)に改定する。
 - ・有機溶剤作業主任者技能講習
 - ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
 - ・鉛作業主任者技能講習
- (2) 以下の作業主任者技能講習の受講料を 11,500 円（消費税別）に改定する。
 - ・石綿作業主任者技能講習
- (3) 改定の日を令和6年4月1日とし、同日以降に実施する講習を対象とする。
- (4) 改定の理由
エネルギー価格や各種物価の高騰による経費の増加等